

令和5年度

一関市立大東小学校

第3回 学校運営支援協議会

日 時 令和6年2月29日(木)

10:35~13:00

場 所 大東小学校 会議室

【日 程】

6年生を送る会(3・4校時) 参観	10:35~12:00
協 議	12:00~12:30
給 食 試 食	12:30~13:00

【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 協議
 - (1) 令和5年度学校経営のまとめについて
・学校評価アンケート(1・2学期分)
 - (2) 令和6年度の学校経営について
 - (3) 地域との連携について
 - (4) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

写真

写真

大東小学校学校運営支援協議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	お ばら ゆき お 小 原 雪 男	
副会長	きく ち こう いち 菊 池 紘 一	
副会長	さ とう りつ こ 佐 藤 律 子	
委 員	すが わら ひさ こ 菅 原 久 子	
委 員	おい かわ たい こ 及 川 たい子	
委 員	あし かが とく お 足 利 徳 夫	
委 員	さ とう のり ゆき 佐 藤 徳 幸	
委 員	い とう たま お 伊 藤 玉 男	
委 員	さ とう まり え 佐 藤 麻利江	
副会長	さ とう ひろ ゆき 佐 藤 弘 幸	
委 員	しも むら とも のぶ 下 村 知 信	
委 員	ひ ぐち たつ や 樋 口 達 哉	

まなびフェスト対応 学期末学校評価（職員反省、保護者アンケート、児童アンケート他）

【すべて達成 A 半分達成 B 半分以下達成 C】

	評価項目	職員反省		児童アンケート		保護者アンケート		その他の指標	目標	総合評価			
		目標	達成率	目標	達成率	目標	達成率						
まなびフェスト 1 学び合う子	対話を重視した授業作りに努めます。	対話を重視した授業作りに努めているか。(授業についての位置づけ)	80%	88%	話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか。	80%	90%		学調	達成80%	A		
	基本的な学習内容の定着をめざします。	どの子も、わかる・できる・楽しい授業を目指し、日々努めているか。(教材研究、指導改善、個別指導)	80%	86%	授業でやっていることがわかりますか。	80%	96%	お子さんは、授業が分かると言っていますか。	80%	91%	CRT、学調	学年毎(教務案)	A
	定期的な家庭学習の内容について指導します。	家庭学習の定着、充実のための指導に努めているか。(評価高、良い例を示す等)	80%	88%	毎日、学年で決めた時間(学年×10分)以上勉強していますか。	90%	81% ▼	学校は、授業・朝学習・家庭学習などを大切に、基本的な学習内容の定着に取り組んでいると感じていますか。	90%	97%			B
	学年の目標達成に向かって取り組みます。	読書好きにするための指導を工夫しているか。	80%	81%	読書が好きですか。	90%	88% ▼	学校は、読書指導や読書の環境作りに取り組んでいると感じていますか。	80%	95%	同級調べ	達成80%	A
	「読みかけの本がそばにある」環境を工夫します。	隙間時間でも本が読めるよう指導していますか。	90%	90%									A
	家庭読書の習慣化(10分間の家庭読書)				毎日、10分間の家庭読書をしていますか。	80%	84%	平日10分以上家庭読書に取り組んでいますか。	80%	61% ▼	メディアコントロールの取り組み	達成80%	B
	継続した音読の取り組みを工夫します。	(国語以外も含め)すらすら読めるよう指導を工夫しているか。	80%	87%	国語の教科書がスラスラ読めますか。	90%	94%				単元毎の音読テスト		A
2 助け合う子	相手に伝わるあいさつができるようになります。	いつでも・どこでも・だれにでも挨拶できるよう日常的に挨拶指導をしているか。	80%	95%	学校や地域で自分から先にあいさつをしていますか。	80%	94%	お子さんは、家庭や地域で相手に伝わる挨拶をしていますか。	80%	87%			A
	縦割班で協力して掃除ができるようになります。	進んで、時間いっぱい、黙って掃除をするよう指導しているか。	90%	85%	進んで、時間いっぱい、だまって掃除をしていますか。	80%	87%					A	
	互いに認め合える思いやりのある学校づくりに努めます。	温かい言葉遣いを徹底し、互いに認め合う学校づくりを進めているか。(自己肯定感、他者肯定感向上を促進する認め合う場の設定)	80%	93%	お互いに助け合ったり、お互いのよさを認め合ったりしていますか。	80%	95%	学校は、助け合う子に育つよう取り組んでいると感じていますか。	80%	95%			A
	いじめの早期発見に努め、学校全体でいじめを許さない土壌作りに努めます。	いじめアンケートを活用して生徒指導・教育相談を進めているか。(いじめアンケートの実施と教育相談)	90%	94%	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。	100%	98% ▼	お子さんは、いじめがない学校生活を送っていますか。	90%	95%			B
3 鍛え合う子	1校時までの朝のリズムを大切にします。	1校時を時間通りに始めているか。	90%	88% ▲								B	
	生活リズムの定着を大切にします。	生活リズムの定着がなされるよう指導しているか(チャイム席、早寝・早起き・朝ご飯の推奨等)	90%	92%	早寝・早起きをして朝ご飯を食べていますか。	80%	86%	お子さんは生活リズム(早寝・早起き・朝ご飯)を大切にしていますか。	90%	88% ▼			B
	金曜日は安全の日として取り組みます。	毎週金曜日、交通安全指導、暮らし方指導をしているか。	90%	92%	登下校や学校生活の中で安全に過ごせるよう気をつけていますか。	80%	96%	学校は、安全な暮らし方の指導に取り組んでいると感じていますか。	90%	98%			A
	失敗を恐れず、様々なことに挑戦します。	失敗を恐れず、様々なことに挑戦していますか。	80%	85%	難しいことでも失敗を恐れないで挑戦していますか。	80%	94%	お子さんは、失敗を恐れずに様々なことに挑戦していますか。	80%	77% ▼	学調	達成80%	A
	※体力づくり	毎日60分以上運動(遊び)するよう意識して指導しているか。	90%	82% ▲	外遊びや体育(60運動)など体力づくりをがんばれましたか。	80%	95%	学校は、体力作りに取り組んでいると感じていますか。	80%	86%	60運動調査		B

令和6年度 学校経営方針

—安心・学力・自己肯定感—

1 学校教育目標

- (1) 基本目標 薫り高い歴史と文化を育んできた宝蓮護水の里に誇りをもち、明日への夢や希望に向かって逞しく挑戦する児童の育成
- (2) 教育目標 ◎「かしこく」 ◎「ゆたかに」 ◎「たくましく」
- (3) 具体目標 ○「学び合う子」 ○「助け合う子」 ○「鍛え合う子」

2 経営の方針

(1) 基本方針

- ア 時代の変化に対応した新たな教育活動の推進・充実を図る。
- イ 学習指導要領に示された趣旨を理解し、新しい創造的な教育活動がなされるよう教育課程の編成・実施・評価・改善に努める。(カリキュラム・マネジメント)
- ウ 学級経営力の向上を基盤に、学習指導要領が求める児童の主体的・対話的な学びの実現に向け、変化に対応した授業改善に努める。
- エ 失敗を恐れず新しいことに挑戦するしなやかさを持った児童の育成に努める。
- オ 父母や地区民の願いを把握し、教育環境の整備に努め、協働による教育目標の具現化に努める。

(2) 具体方針

- ア 令和5年度に実践してきた教育活動を基盤に、より効果的かつ創造的な教育活動の実現を模索する。(カリキュラム・マネジメント)
- イ 児童一人一人の「よさ」や「可能性」を認め合うと共に、集団と共に成長し合える学級経営力の向上に努める。「(そろえる教育)から(伸ばす教育)への転換」
- ウ 各教科における資質・能力の向上を図るため、ICT機器等も効果的に活用した主体的・対話的な学びの実現に努める。(子どもが主語になる学び)
- エ 自己肯定感をもち、失敗を恐れずに様々な事に挑戦する児童の育成に努める。
- オ 特別支援教育の充実を図り、全職員体制でインクルーシブ教育(共生社会)システムの構築に努める。
- カ 幼保小中連携を密に行い、児童の成長を見守るとともに、自立に向けた支援の充実を努める。
- キ 「まなびフェスト」を中心に、「学び合う子・助け合う子・鍛え合う子」を育成するとともに父母や地域と協働した開かれた学校経営に努める。

3 本校のめざす姿

1 めざす学校像

- (1) 安全・安心を確保し信頼される学校
- (2) 児童が健やかに成長する活力ある学校
- (3) 家庭・地域とともにある学校

2 めざす児童像

- (1) 自分の考えをもち、意欲的に、仲間と共に学ぶ子ども
- (2) 誰にでも笑顔で場に応じた明るい挨拶ができ、誠実に生活する子ども
- (3) 進んで体力向上に努め、失敗を恐れずに挑戦する子ども

3 めざす教師像

- (1) 人間性豊かで、子ども、保護者、地域と共に歩む教師
- (2) 自己研鑽に努め、学級経営力と授業力の向上に努める教師
- (3) 教育公務員として使命感と責任感を持ち、高い参画意識で職務を遂行する教師

児童数と主な学校行事

(1) 児童数

学年別児童数(令和6年2月1日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男	11	11	16	16	22	21	97
女	10	10	16	17	16	14	84
合計	21	21	32	33	38	35	180
通常学級数	1	1	1	1	2	1	7

(2) 主な学校行事

- ◇1学期1年生を迎える会 家庭訪問 交通安全教室 学習参観 健康診断 運動会 陸上記録会(5・6年) 個別面談
- ◇2学期…マラソン大会 学習発表会 個別面談 宿泊学習(5年) 修学旅行(6年)
- ◇3学期…学習参観 6年生を送る会 修了式 卒業式
- ※緊急時児童引き渡し訓練

令和6年度 一関市立大東小学校グランドデザイン

開校の精神

本校で学ぶ子ども達・教職員・保護者・地域住民は互いに切磋琢磨する中で「和合・譲り合いの精神」を持ちながら「共に学び共に歩み共に育つ」ことを基軸に豊かな人間社会の構築に貢献し、「室蓬瀟水の里」を更に飛躍・発展させるべく使命感をもって努めなければならないことを本学「開校の精神」とします。

岩手県

「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた 社会を創造する能力を育てる「人間形成」

学校教育目標

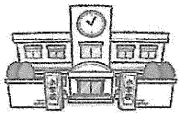
夢や希望に向かって
たくましく挑戦する児童の育成
～かしこく・ゆたかに・たくましく～

一関市

学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり

めざす学校像

- (1) 安全・安心を確保し信頼される学校
- (2) 児童が健やかに成長する活力ある学校
- (3) 家庭・地域とともにある学校



学び合う子(知) 助け合う子(徳) 鍛え合う子(体)

めざす児童像

- (1) 自分の考えをもち、根気強く、意欲的に学ぶ子ども
- (2) 自他の良さを認め合い、元気よくあいさつする子ども
- (3) 進んで体力向上に努め、失敗を恐れず挑戦する子ども

めざす教師像

- (1) 人間性豊かで、子ども、保護者、地域と共に歩む教師
- (2) 自己研鑽に努め、確かな授業力を身につける教師
- (3) 教育公務員として使命感と責任感を持ち、誠実に職務を遂行する教師

経営の方針

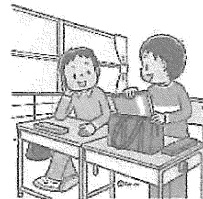
- (1) 時代の変化に対応した新たな教育活動の推進・充実を図る。
- (2) 学習指導要領に示された趣旨を理解し、新しい創造的な教育活動がなされるよう教育課程の編成・実施・評価・改善に努める。(カリキュラム・マネジメント)
- (3) 学級経営力の向上を基盤に、学習指導要領が求める児童の主体的・対話的な学びの実現に向け、変化に対応した授業改善に努める。
- (4) 失敗を恐れず新しいことに挑戦するしなやかさをを持った児童の育成に努める。
- (5) 父母や地区民の願いを把握し、教育環境の整備に努め、協働による教育目標の具現化に努める。

『希望で登校 感謝で下校』

子ども達が、学校へ来るのが楽しいと思える学校を！

経営の重点(安心・学力・自己肯定感)

- 1 安心・安全な学校づくり
※児童の居場所づくり
※「良さ」「可能性」の認め合い
※安全意識の向上
※いじめ未然防止の取組
- 2 「資質・能力」の向上を図る主体的・対話的な学び
- 3 自己肯定感を土台とした、挑戦意欲の向上
- 4 学級経営の充実(学級力の向上)
- 5 インクルーシブ教育システムの構築
- 6 地域・家庭との連携・協働の推進



まなびフェスト

保護者 地域

大東小『みんなの合い言葉』
「認め合い 励まし合って
失敗を恐れずチャレンジしよう」

大東小『四本の矢』
「あいさつ」「そうじ」「歌声」「読書」



学校教育目標

ざ逞明き
ししく日た
ましくへ室
す。挑の蓬
戦すや水
する希の
児童望の
の向に
育成か
をっを
めて、も
ちて

かしこく：学び合う子

ゆたかに：助け合う子

たくましく：鍛え合う子

- 良く聞き、考え、進んで自分の意見をはっきり話す。
- 読み、書き、計算の力を高め、あきらめないで勉強する。
- 基本となる学習習慣を身に付け家庭学習や読書に取り組む。
- 明るいあいさつをし、仲良く助け合って生活する。
- 思いやりをもって人に接し、いじめのない学校を目指す。
- 協力して清掃や児童会活動に取り組む。
- 危険から身を守り、安全な生活を心がける。
- 失敗を恐れずに様々なことに自分から挑戦する。
- 元気に活動し、規則正しい健康な生活を心がける。

『希望で登校 感謝で下校』

学校教育目標や目標となる児童の姿に近づけるように次の項目を重点に取り組みます。

学校で取り組む重点

学び合う子

- 意欲的に学習に取り組めます。
重点：①対話を重視した授業作りに努めます。
②基本的な学習内容の定着をめざします。
③定期的に家庭学習の内容について指導します。
- 学校生活で工夫して読書や音読に取り組めます。
《4本の矢「読書」》
重点：①学年の目標冊数に向かって取り組めます。
②「読みかけの本がそばにある」環境を工夫します。
③継続した音読の取り組みを工夫します。

助け合う子

- 人権意識を基盤とした人との関わりを大切に取り組めます。
《4本の矢「あいさつ」「そうじ」》
重点：①相手に伝わるあいさつができるようにします。
②縦割班で協力して掃除ができるようにします。
③互いに認め合える思いやりのある学校づくりに努めます。
④いじめの早期発見に努め、学校全体でいじめを許さない土壌作りに努めます。

鍛え合う子

- 朝を大切にしてお取り組みます。《4本の矢「歌声」》
重点：①1校時までの朝のリズムを大切に取り組みます。
②生活リズムの定着を大切にします。
- 安全な暮らし方ができるように取り組みます。
重点：①金曜日は安全の日として取り組みます。
- 様々なことに挑戦し、継続的に取り組みます。
重点：①失敗を恐れず、様々なことに挑戦します。

ご家庭でのご指導をお願いします。

- 集中して家庭学習に取り組むことができるように
(学年×10分)
【達成目標：全児童の9割】
- 家庭読書が習慣化できるように(10分間の家庭読書)
【達成目標：全児童の8割】

- 家庭でも対話に努めます。
- 家庭でも地域でも相手に伝わる「あいさつ」ができるように
「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」
【達成目標：全児童の8割】

- 生活のリズムを大切にできるように
「早寝・早起き・朝ご飯」
【達成目標：全児童の9割】
- 交通ルールや学校の決まりを守れるように
【達成目標：全児童の9割】
- 60運動を中心に据えた継続した体力づくりをがんばるように

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。